

# 1 学業生活

## (1) 欠席・遅刻・早退・休学・退学等

- ア 欠席・遅刻・忌引をする場合は、保護者より 8 時 20 分までに Classi で連絡をする。欠席が 7 日以上に及ぶときは医師の診断書を添える。忌引の日数は次項による。
- イ 次の場合には出席すべき日数から除外され、欠席にはならない。
- (ア) 忌引の場合
- |          |     |
|----------|-----|
| 父 母      | 7 日 |
| 祖父母・兄弟姉妹 | 3 日 |
| 伯叔父母     | 1 日 |
- (イ) 感染症その他の理由のため、出席を停止された場合。
- (ウ) 校長が認めた入学試験等を受ける場合。
- ウ 次の場合は欠席又は欠課より除外し、出席扱いとする。ホームルーム担任又は部顧問から配布をうけた公欠届に、授業担当者のサインを頂き、ホームルーム担任に提出する。
- (ア) 校長が認めた対外試合その他公的な行事に参加する場合。
- (イ) その他校長が正当と認めた場合。
- エ 外出又は早退する時は、ホームルーム担任に届けて許可を受ける。早退して帰宅次第学校へ連絡を入れる。
- オ 休学・退学・転学・復学・留学については、学則第 24 条より第 27 条までの規定による。
- ※願いは別項の書式により、生徒の保護者からホームルーム担任を経て、校長に提出する。

## (2) 考査時の注意

- ア 遅刻をしない。  
試験開始から 20 分以上遅れた時は、当該科目は受験できない。
- イ 筆記用具以外は机の上に置かない。  
かばん等所持品は教室の前方又は後方に片付ける。机の中に、誤解をうけるような紙切れなどを入れておかない。
- ウ 物品の貸し借りをしたり、周りの人と話をしたりしない。
- エ 携帯電話は電源を切り、かばんの中に片付ける。
- オ 教室の机列は 6 列にして机間をあける。
- カ 出席番号順に着席する。
- キ 不正行為があった場合は当該科目の得点を 0 点とする。

- ク 定期考査を欠席した場合は、「定期考査欠席届」を提出する。その際、医療機関の受診を証明するもの（領収書や処方箋のコピー等、日付と名前が確認できるもの）を添付して提出すること。
- ケ 追考査は1回のみ実施する。考査欠席者のうち上記書類が提出された場合は追考査の得点の8割を得点とする。なお、公欠や忌引、感染症による出席停止（医療機関の受診証明が必要）については10割とする。